東北支社 入札監視委員会 審議概要

| 開催日及び場所 | 令和6年8月26日(月) 東北支社11階 会議室 | |
|------------------------------|---|--|
| 委員 | 運上 茂樹 (東北大学大学院教授) 笹村 恵司 (弁護士) 辻田 芳幸 (東北学院大学教授) 河野 達仁 (東北大学大学院教授) 只森 健一 (公認会計士・税理士) 小笠原 孝史 (東北経済連合会 専務理事) | |
| 審議対象期間 | 令和5年10月1日~令和6年3月31日 | |
| 抽出案件 | 総件数【6件】 | 備 考 |
| ○工事 | 【4件】 | |
| • 一般競争 | 1件 | 秋田自動車道 黒沢トンネル工事 |
| • 条件付一般競争 | 1件 | 秋田自動車道 柳田橋塗替塗装工事 |
| ・条件付一般競争 (指名併用型) | 1件 | 山形自動車道 宮城川崎 I C~酒田 I C間交通量計測設備 更新工事 |
| ・随意契約 | 1件 | 東北自動車道 坂梨トンネル照明設備更新工事 |
| ○調査等 | 【1件】 | 令和5年度 東北支社管内 事業効果検討業務 |
| ○物品等 | 【1件】 | 令和7・8年度 東北支社管内磁気カード方式料金収受機 械の調達 |
| 委員からの意見・質 問、それに対する回答 等 | 意見・質問 | 回 答 |
| | 別紙のとおり | 別紙のとおり |
| 委員会による意見の具 申又は勧告の内容 | なし | |

| - | |
|--|--|
| 意見・質問 | 回 答 |
| 【入札監視統一事務局における工事審査実施状況報告】 | |
| ・総合評価落札方式において、価格評価よりも技術評価が優位となっているとのことだが、特定の者ではなく業界全体の技術が進歩するような評価方法を進めてほしい。 | ・ご意見として承ります。 |
| 【入札契約制度の主な改正】 | |
| ・意見等なし | |
| 【競争参加資格停止等運用状況一覧表報告】 | |
| ・意見等なし | |
| 【資格取消等状況一覧表報告】 | |
| ・該当なし | |
| 【一次苦情及び一次説明処理状況表報告】 | |
| ・該当なし | |
| 【談合情報について】 | |
| ・該当なし | |
| 【抽出事案の審議】 | |
| 「秋田自動車道 黒沢トンネル工事」 | |
| ・技術提案を評価する評価者3名はいずれもNEXCO社 員とのことだが、当該3名について、業者からの独立 | ・コンプライアンス遵守に関する内部規定に基づき、利害関係者との関係性には十分留意したうえ |
| 性はどのように確保しているのか。 | で業務を遂行しています。 |
| 「秋田自動車道 柳田橋塗替塗装工事」 | |
| ・当該工事の数量に対し、1000 m ³ 以上の施工実績を求めているのはなぜか。 | ・同種工事の標準的な施工実績から条件の設定をしています。 |

「山形自動車道 宮城川崎IC~酒田IC間交通量計 測設備更新工事」

- ・本件の応募が1者のみであった点をどのように分析 しているか。より多くの業者が応募できるよう、発注 方法を見直すなどの検討が必要ではないか。
- ・応募者が少なかった要因として、機器調達に係る期間の不足は考えられないか。
- ・競争参加資格として、同様機器の納入、設置及び試 験調整の施工実績を求めているが、試験調整は競争参 加資格の一つとするほど特殊な技術が必要なのか。

「東北自動車道 坂梨トンネル照明設備更新工事」

・応募が一者のみの理由や分析が必要ではないか。

「令和5年度 東北支社管内 事業効果検討業務」

・経済評価には専門的な知識が必要となるため、特定 の知識や技術を有する者に限定して募集するなど、参 加要件は検討してほしい。

「令和7・8年度 東北支社管内磁気カード方式料金収 受機械の調達」

・本件は特許権等の事情により特命随意契約としているとのことだが、この契約方式は今後も継続する見込みか。

- ・応募者が少なかった理由としては、本件業務に 技術者を配置できない、過去に高速道路での実 績・経験がないなど、様々な事情があったものと 想定しています。今後も必要に応じ、条件付一般 競争入札(指名併用型)や見積活用方式を活用す るなど、適切に不調対策を講じてまいります。
- ・機器調達に係る期間は契約締結後に一定期間を確保しているため、特段問題ないものと考えています。
- ・機器を適正に稼働・運用するためには、機器の 納入や設置のみならず、試験調整の技術も必要と なることから、競争参加資格の一つとして試験調 整の実績を求めています。
- ・技術者の配置や高速道路での実績・経験がないなど様々な事情があったものと想定しています。
- ・本件においては、過去に同様な調査実績のある者を幅広に募集しましたが、今後、高度な経済評価を必要とする業務を実施する際には、参加要件の検討をしたいと思います。

・現行の料金徴収方法を継続する限りにおいて は、本件同様に特命随意契約を行う予定です。

個別の審議案件について、入札の事務手続きについて特段の疑義はないものと 認められます。

審議結果の報告

一方で、高い技術力を有する者や安全面に配慮している者を選定するような評価基準や、技術提案の評価者の独立性、1 者応札の割合が高い工種における要因分析などについては、引き続き検討頂ければと思います。